

医師資格証の現状と 今後の展望について

2021年2月13日

日本医師会電子認証センター

矢野 一博

HPKIの動向

医療情報ネットワーク基盤検討会最終報告書（2004年9月）

II. 医療における公開鍵基盤（Public Key Infrastructure : PKI）のあり方について（要約）

- ◆ 公開鍵基盤は、医療分野のIT化の推進には必要不可欠なシステムであると考えられる。
- ◆ 本検討会としては、医師等の個人が電子署名を活用するための公開鍵基盤のあり方を優先的に検討した。
- ◆ 署名自体に公的資格の確認機能を有する保健医療福祉分野の公開鍵基盤（ヘルスケアPKI；HPKI: Health Public Key Infrastructure）の整備を目指していくことが必要である。
- ◆ ヘルスケアPKI認証局開設は、国際的標準との整合性も念頭に置き、ISO /TS 17090（国家資格の記載はhcRole）を参酌標準として位置づけるべきである。（※TSは当時。現在はIS）
- ◆ ヘルスケアPKI全体として整合性を確保するために、各ヘルスケアPKI認証局が準拠すべき証明書共通ポリシーを早期に作成し公表すべきである。
- ◆ 併せて、ヘルスケアPKI認証局が共通ポリシーに準拠することを担保するための審査を行う仕組みを設けることが必要である。
- ◆ 医療機関等を組織として認証することについては、当該組織を代表する者を自然人として認証することと併せて、開設者や管理者（病院長等）としての役割を、例えば、hcRoleに位置づけること等により、結果として組織の認証が可能となるという方法が考えられる。

HPKIの歴史

2003年

- ・医療情報ネットワーク基盤検討会（厚生労働省）設置

2004年

- ・医療情報ネットワーク基盤検討会最終報告書とりまとめ

2005年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー（署名用）策定
- ・保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議（厚生労働省）設置

2006年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局証明書ポリシー準拠性審査報告書様式公開
- ・厚生労働省HPKIルート認証局構築・運営事業開始

2007年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用（人）証明書ポリシー策定
- ・MEDISがHPKI認証局として厚労省ルート認証局のサブCAとして運用開始（署名用証明書）

2009年

- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用（人）証明書ポリシー策定
- ・保健医療福祉分野PKI認証局 認証用（組織）証明書ポリシー策定
- ・日本医師会がHPKI認証局として厚労省ルート認証局のサブCAとして運用開始（署名用証明書）

2013年

- ・日本医師会が日医認証局を運営する内部付属機関として電子認証センターを設置

2014年

- ・厚労省ルート認証局及び日医認証局がSHA-2対応
- ・日医電子認証センターが署名用証明書、認証用証明書一体型のICカードとして医師資格証を発行開始

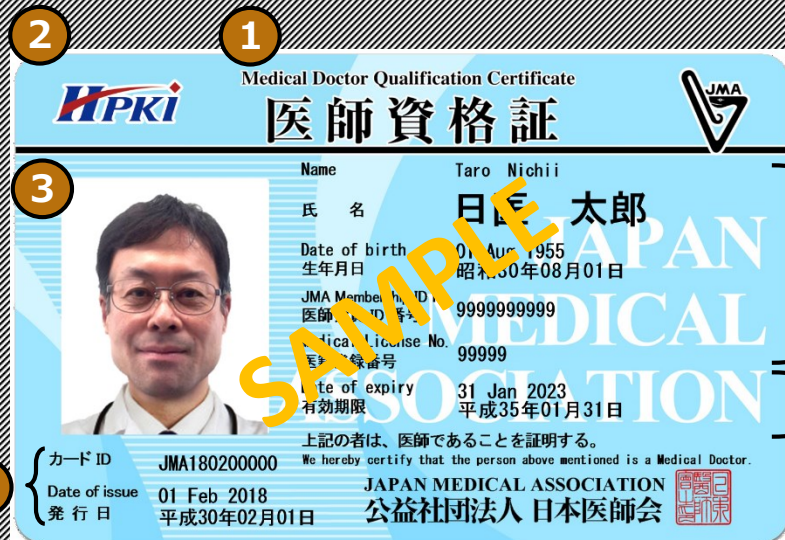
2015年

- ・MEDIS認証局がSHA-2対応

HPKIカードとして医師資格証が誕生

- ① 名称 日本医師会が発行する医師を対象としたHPKIカード
- ② HPKIカード ロゴ 3師会 + MEDISが発行するHPKI準拠カードの共通ロゴ
- ③ 保有者顔写真 カード保有者の顔写真
- ④ 保有者の情報 姓名・生年月日・日医会員ID・医籍登録番号
- ⑤ カードIDと発行日付 有効期限は、カード発行日より5年間
- ⑥ カード有効期限 カードIDと発行日付
- ⑦ ICチップ 電子証明書を格納するためのICチップ

医師資格証には、偽造防止のための物理的な対策も施されている。



医師資格証の都道府県別発行数

【発行数】

	都道府県	発行数	発行数内訳		順位
			会員	非会員	
1	北海道	332	291	41	15
2	青森県	115	94	21	36
3	岩手県	94	89	5	39
4	宮城県	210	203	7	19
5	秋田県	144	140	4	31
6	山形県	85	84	1	41
7	福島県	156	155	1	27
8	茨城県	1160	1043	117	5
9	栃木県	116	111	5	35
10	群馬県	163	157	6	24
11	埼玉県	341	325	16	14
12	千葉県	394	352	42	13
13	東京都	1375	1211	164	4
14	神奈川県	755	722	33	7
15	新潟県	149	148	1	29
16	富山県	129	126	3	34
17	石川県	61	59	2	45
18	福井県	40	36	4	47
19	山梨県	47	47	0	46
20	長野県	166	150	16	23
21	岐阜県	158	154	4	26
22	静岡県	294	284	10	17
23	愛知県	431	411	20	12
24	三重県	133	129	4	33

R3.1.31 現在

	都道府県	発行数	発行数内訳		順位
			会員	非会員	
25	滋賀県	83	80	3	43
26	京都府	145	135	10	30
27	大阪府	1089	1065	24	6
28	兵庫県	1464	1440	24	3
29	奈良県	85	82	3	41
30	和歌山県	71	71	0	44
31	鳥取県	136	131	5	32
32	島根県	110	104	6	37
33	岡山県	604	581	23	8
34	広島県	501	492	9	10
35	山口県	191	187	4	21
36	徳島県	444	382	62	11
37	香川県	561	556	5	9
38	愛媛県	331	325	6	16
39	高知県	89	85	4	40
40	福岡県	2365	2308	57	1
41	佐賀県	96	94	2	38
42	長崎県	170	169	1	22
43	熊本県	1529	875	654	2
44	大分県	161	159	2	25
45	宮崎県	210	208	2	19
46	鹿児島県	219	215	4	18
47	沖縄県	156	141	15	27
48	海外	3	2	1	
	合計	17,861	16,408	1,453	

HPKIへの言及（10年くらい前）

重点計画-2008（IT戦略本部、2008年8月）

（1）医療の情報化のための共通基盤の整備

（ア）医療従事者等の認証基盤の運用（厚生労働省）

医療従事者の公的資格等を確認するためのHPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開鍵基盤）の普及を促進するため、医療従事者への電子証明書の発行枚数を増加させるための方策について2008年度から検討を行い、必要な措置を講じる。

デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～（IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会、2009年4月）

（3）医療機関等のデジタル基盤の整備

④ 医療従事者間の情報伝達・共有のため、健康情報へのセキュアなアクセス実現に不可欠な認証基盤を整備するとともに、新規資格取得医師等及び希望する既取得者に対し、医療における公開鍵基盤（HPKI）を実装するHPKIカード等の適切な支給方法等を検討の上、必要な支援を行う。

医療情報化に関するタスクフォース報告書（2011年5月）

2. シームレスな地域連携医療の実現

（5）二次医療圏を超えた地域連携ネットワーク（地域協議会の設置）

⑥ 地域協議会の目指すセキュリティ対策について

なお、利用者認証や電子署名には、HPKI（保健医療福祉分野公開鍵基盤）の利用が有効であるとの意見がタスクフォースで示された。将来的には、HPKI等の医療者に対する個人認証の仕組みが安価に提供される体制が整備されることが望ましい。

HPKIへの言及（最近）

診療情報提供書の電子的な送受に関する評価（2016年度診療報酬改定）

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

【算定要件】

(2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。

電子処方せんの運用ガイドライン（2016年3月）

- (3) HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤：Healthcare Public Key Infrastructure）の電子署名の活用安全管理ガイドラインでは、医師・歯科医師等の国家資格保有者による記名押印又は署名が法令で義務付けられた文書について、電子署名に代える場合、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤：Healthcare Public Key Infrastructure）の電子署名を用いることとしている（※1）。

HPKIの電子署名は、保健医療福祉分野において専門職間で電子化された医療情報等の文書を安全にやりとりするための情報連携の基盤の一つであり、処方せんの電子化の実証事業（※2）でも既に運用されていることから、本ガイドラインにおいても、HPKIの電子署名を採用する。

オンライン診療の適切な実施に関する指針（2018年3月、2019年7月一部改訂）

- V 指針の具体的な適用
1. オンライン診療の提供に関する事項 (4) 本人確認 ③ 確認書類の例
 - 1 医師の免許確認：HPKI カード（医師資格証）、医師免許証の提示の活用

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版（令和3年1月）

6.12 法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて

① 最低限のガイドライン

法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書等において、記名・押印を電子署名に代える場合、以下の条件を満たす電子署名を行う必要がある。

- (1) 厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局若しくは認定特定認証事業者等の発行する電子証明書を用いて電子署名を施すことこと。

6.5 技術的安全対策__B. 考え方__ (1) 利用者の識別及び認証__<認証強度の考え方>

現状において、医療情報システムにアクセスする端末ごとに2要素認証を追加実装することは、医療機関等の負担が増加すると考えられる。このような技術は、本来システムにあらかじめ実装されているべきであり、今後、認証に係る技術の端末への実装状況等を考慮し、できるだけ早期に対応することが求められる。※2要素認証技術の端末等への実装を促してきたが、さらに強く推し進めるため、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、導入又または更新する場合、原則として2要素認証を採用することが求められる。

同6.5_C. 最低限のガイドライン

12. 令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、新規導入又は更新に際しては、2要素認証を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。

HPKIに限定はしていないものの、HPKIは有力な手段の一つには違いない。

医師資格証普及への取り組み

医師資格証ご利用シーン

身分証としての利用シーン

ITでの利用シーン



NEW
採用時の
医師資格確認

医療機関等の採用時に医師免許証と同様に医師資格証の提示による資格確認も新たに認められました。

〔公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認については「医療従事者10月号 平成29年12月18日」の日本医師会の発行開始という内容になっていますが、今後、医師資格証による資格確認を、より広く様々な場面でできるように、各方面へ働きかけを進めていく予定です。〕



緊急時の身分証

災害時等緊急時に券面の提示によって医師であることを示すことができます。日本医師会では、JMAT等、災害時における医療チーム派遣時にも医師資格証の携帯を推奨しています。



JAL DOCTOR
登録制度

JALグループ便機内で急病人や怪我人が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをさせていただきます。この制度に申し込む際、医師資格証が必要になります。

〔登録および現場対応は任意となります〕



講習会受付

生涯教育制度、認定医制度、かかりつけ医機能研修制度等、各種研修会で「医師資格証向け出欠管理システム」が導入されている医師会では、カードをかざすだけで受付を行うことができます。



ログイン認証

地域医療連携ネットワーク・ASP電子署名システム・医師資格証ポータル・プロフィール表示サービス・HPKIカードドライバダウンロード等へのログイン認証に用いることができます。



HPKI電子署名

電子化された医療情報文書に対して、診療情報提供加算の要件の一つであるHPKI署名を付与することができます。電子認証センターで提供している「医師資格証 電子署名システム」と他社ベンダー様で提供しているHPKI電子署名ソフトでご利用いただけます。



研修会受講履歴
単位管理

「医師資格証ポータル」にログインすることで、受講した研修会の履歴や単位管理を行うことができます。※ 所属の都道府県医師会が「全国医師会研修管理システム」を導入しており、そこで受講実績が確定されたものが表示されます。



MEDPost
(文書交換サービス)
の利用

MEDPost(文書交換サービス)のログイン時、医師資格証が必要となります。MEDPostは日本医師会ORCA管理機構が提供しているサービスです。

医師資格証は「身分証」としての利用と「IT」での利用ができる

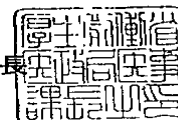
医師採用時の医師資格証の利用



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。

厚労省通知の内容

1. これまで、医師の採用時の資格確認には『医師免許証原本』を確認することとされてきました。（医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（医政医発0924第1号、平成24年9月24日））
2. 一方、医師資格証はカード型で携帯性に優れ、顔写真付きで本人である確認も容易に行えるという機能性を持った身分証ですが、採用時に提示することで、前出の通知に則った医師免許証の代用とすることはできませんでした。
3. 今回、別紙通知が発出されたことで、採用時に医師資格証を提示することで『医師免許証と同様に医師資格を確認してもよい』ことになりました。

JAL DOCTOR 登録制度

The screenshot shows a web browser window displaying the JAL website. The address bar shows the URL <http://www.jal.co.jp/mb/doctor/>. The page header features the JAL logo and the text "JAPAN AIRLINES". Below the header is a navigation menu with options: 国内線, 国際線, 国内ツアー, 海外ツアー, JALマイレージバンク, and JALカード. The "JALマイレージバンク" option is highlighted in red. Below the navigation menu, there is a sub-menu with "JALマイレージバンク" and "JAL DOCTOR登録制度". The main content area has a blue background with a silhouette of a doctor and a JAL airplane. The text "JAL DOCTOR登録制度" is prominently displayed. Below this, there is a paragraph of text explaining the system. In the top right corner, there is a logo for the Japan Medical Association (日本医師会). At the bottom of the page, there is a section titled "JAL DOCTOR登録制度とは?" followed by a paragraph of text and a small note.

Japan 日本語

お体の不自由なお客さまへ | お問い合わせ | よくあるご質問

国内線 | 国際線 | 国内ツアー | 海外ツアー | **JALマイレージバンク** | JALカード

JALマイレージバンク | JAL DOCTOR登録制度

日本医師会
Japan Medical Association

JAL DOCTOR登録制度

機内で急病人の方への医療援助が必要となった場合、
事前に「JAL DOCTOR 登録制度」へご登録いただいた医師の方に
援助をお願いさせていただきます。

JAL DOCTOR登録制度とは？

JALグループ便機内で急病人や怪我人が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをさせていただく、国内航空会社では初めての取り組みとなります。
ご登録時に医師情報が登録されますので、JALグループ便ご予約の際にお得意様番号を登録いただくことで、緊急医療が必要な事態が発生した場合、客室乗務員が医師の方に速やかに援助をお願いさせていただくことが可能となります。

※ 飲酒や体調不具合など、対応が困難な場合は、その旨を客室乗務員へお伝えいただけます。ご登録いただくことも可能です。

2016年2月3日より登録を開始し、2月15日より運用を開始。

オンライン診療での利用を提言 (日医記者会見2020年10月7日)

日本医師会の提言（今後）

現時点の画面への確認書類の提示に加えて、今後は電子認証をアナログ確認の補完として併用すべき。そのため段階的に以下のような事項を指針に追加もしくは所要の改定を実施すべきである。

- 申込時の医師資格確認の事業者への義務化
医師からの利用申し込みを受けた事業者に、医師の資格確認を義務化し、その確認方法も指針上に定め、監査の仕組みも設ける。
- オンライン資格確認を用いた患者の保険資格確認（令和3年5月から）
運転免許証等での患者の確認に加えて、令和3年3月から開始される「オンライン資格確認」の「保険証の記号番号を用いて確認する方法」（記号番号による資格確認の開始は令和3年5月目処）を使って、患者の保険資格の確認をすることを医師側への遵守事項とする。
- HPKIカード、マイナンバーカード（JPKI）でのログインの義務化
そもそも、HPKIカードは、デジタル空間上で医師の資格と本人の確認、マイナンバーカード（JPKI）は、本人の確認をするための基盤として国が構築しているものであることから、これらをオンライン診療時のログインやサービス登録時の医師資格確認や本人確認に用いることを義務化する。これと併せて、マイナンバーカード（JPKI）だけでなく、HPKIカードを全医師に配布するための財源を含めた措置も実施する。

代議員会での医師資格証受付の導入

代議員会へ、医師資格証での受付を導入する。そのため、既に都道府県医師会及び保有していない代議員への個別通知を実施。（令和2年10月22日）

（総298）（情シ32）
令和2年10月22日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 松本吉郎
常任理事 長島公之



貴会選出本会代議員・予備代議員の医師資格証取得について（依頼）
— 医師資格証を用いた日本医師会代議員会における受付方法の導入 —

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従来、本会代議員会の受付は、事前に郵送した通行証をもって行っておりましたが、令和3年3月28日（日）開催予定の次回（第149回日本医師会臨時）代議員会より、医師資格証を用いた受付方法を基本とすることに変更いたします。

これは、受付方法の簡素化と効率化を推進し、代議員各位の利便性向上及び事務負担の軽減を図るなかで、新型コロナウイルス禍における三つの密の回避に資するとともに、医師資格証の普及拡大にもつなげていくことを目的とするものです。

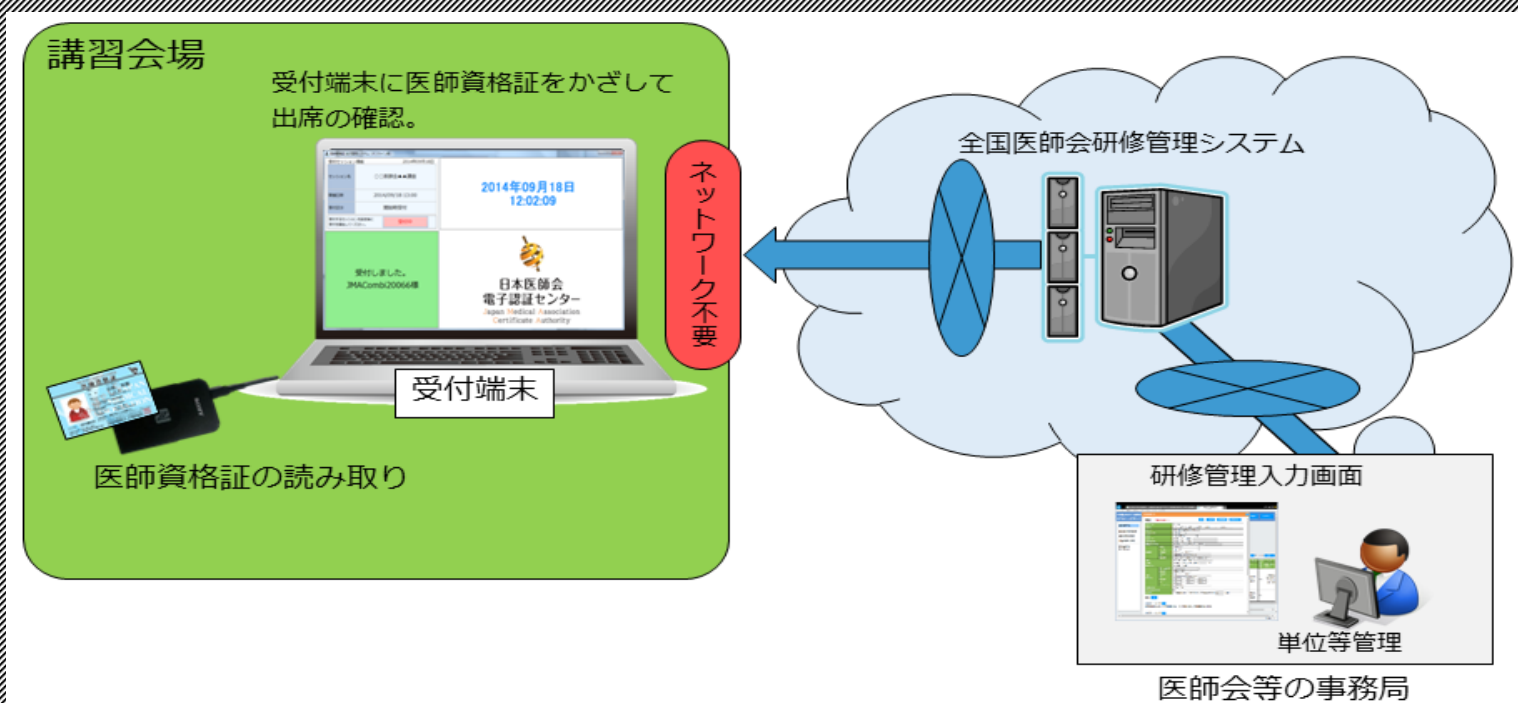
医師資格証を用いた受付方法の具体的な運用につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたしますが、貴会におかれましては、次回代議員会に先んじて、貴会選出の本会代議員・予備代議員に漏れなく医師資格証を取得いただくよう、特段のご理解とご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、令和2年10月12日現在で、医師資格証をお持ちでない代議員・予備代議員のリストは別添の通りです。

また、当該者に対し、本会からも直接、医師資格証の取得依頼を通知（別添）しておりますことを、念のため申し添えます。

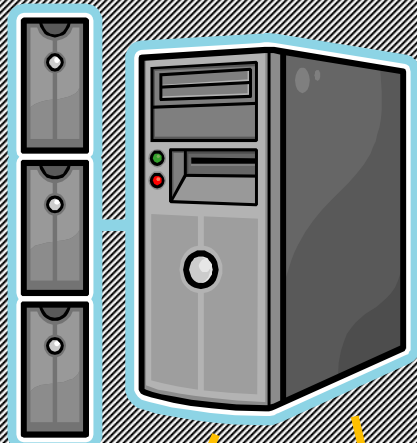
日医会館開催の研修会での医師資格証受付の強化

現在、日医で開催される生涯教育の単位を取得できる研修会の一部では、医師資格証を用いた受付システムを併用して受付を行っているが、今後、当該システムの利用を一層進める。また、15ヶ所の都道府県医師会、4ヶ所の郡市区医師会でも利用してもらっているが、全都道府県医師会、希望する郡市区医師会にシステムを配布して利用を促す。

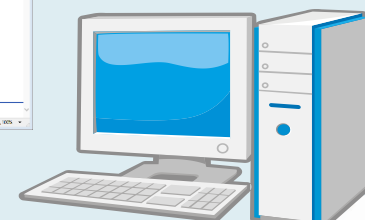


医師資格証で受講履歴のリアルタイム確認が可能

講習会出欠・単位管理
データベース



自宅



算定要件
研修証明書

専門医
研修証明書



医師資格証ポータルを受講履歴表示機能

医師資格証ポータル
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン: 2017/07/10 11:50:59
ログアウト

お知らせ Myプロフィール 情報開示設定 **講座受講履歴**

生涯教育

生涯教育

証明書印刷

2017年度 ▼ 受講証明書出力 専門医共通受講証明書出力

学習単位 検索条件

取得単位	1.0	単位	受講日	2016/04/01 ~	検索
取得CC	1	CC	講習会名		条件クリア
学習合計	2.0	単位取得方法	<input checked="" type="checkbox"/> 講習会・講演会・ワークショップ等		

受講履歴

履歴印刷プレビュー

受講日	講習会名(講座名)	演題名(単位取得方法)	CC(単位)	単位合計
2017/05/20 11:00-12:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2	8(1.0)	1.0
2017/05/20 10:00-11:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題1		0.0

↑ ページトップへ

Copyright©2015 Japan Medical Association. All rights reserved.

100%

医師資格証ポータルを受講証明印刷機能

The screenshot displays the user interface of the Japan Medical Association Certificate Authority portal. The main navigation bar includes 'お知らせ', 'Myプロフィール', '情報開示設定', and '講座受講履歴'. The '講座受講履歴' (Lecture Attendance History) section is active, showing a list of completed courses. A red box highlights the '証明書印刷' (Certificate Printing) sub-section, which includes a dropdown for the year (2017年度), buttons for '受講証明書出力' (Print Certificate) and '専門医共通受講証明書出力' (Print Common Specialist Certificate), and a search filter section. The search filter includes fields for '取得単位' (Credits), '取得CC' (CC Credits), '学習合計' (Total Learning), '受講日' (Date), '単位' (Unit), '検索条件' (Search Conditions), '単位取得方法' (Credit Acquisition Method), and '検索' (Search) and '条件クリア' (Clear Conditions) buttons. Below the search filter, the '受講履歴' (Attendance History) section shows a table of completed courses with columns for '受講日' (Date), '講習会名(講座名)' (Course Name), '演題名(単位取得方法)' (Topic Name (Credit Acquisition Method)), 'CC(単位)' (CC (Unit)), and '単位合計' (Total Credits).

医師資格証ポータル
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン: 2017/07/10 11:50:59
ログアウト

ログイン情報

日医 ニニー様
男 57歳
日医会員

顔画像

居住地域: 神奈川県 鎌倉市
主たる活動地域: 神奈川県 藤沢市
所属医師会: (未登録です)
主たる所属施設: 長島診療所
主たる診療科目: 呼吸器内科
電子証明書有効期限

関連リンク

- 日本医師会
- 日本医師会 電子認証センター
- 厚生労働省
- 医師資格証 電子署名システム

関連情報

- 日本医師会個人情報保護について

お知らせ Myプロフィール 情報開示設定 **講座受講履歴**

生涯教育

生涯教育

証明書印刷

2017年度 ▼ 受講証明書出力 専門医共通受講証明書出力

学習単位 検索条件

取得単位 1.0 単位 受講日 2016/04/01 ~ 検索

取得CC 1 CC 講習会名 条件クリア

学習合計 2.0 単位取得方法 講習会・講演会・ワークショップ等

受講履歴

履歴印刷プレビュー

受講日	講習会名(講座名)	演題名(単位取得方法)	CC(単位)	単位合計
2017/05/20 11:00~12:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2	8(1.0)	1.0
2017/05/20 10:00~11:00	かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題1		0.0

↑ ページトップへ

Copyright©2015 Japan Medical Association. All rights reserved.

100%

受講証明書や専門医共通受講証明書

受講証明書

2017/07/12

公益社団法人 日本医師会 会長 横倉 義武

日医 二二一 殿

下記内容を受講したことを証明いたします。

開催年月日時	曜日	開催場所	主催者及び会の名称	演題
2017/05/20 11:00 - 12:00	土	日医会館	東京都医師会 かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2

1 / 1

専門医共通受講証明書

2017/07/12

公益社団法人 日本医師会 会長 横倉 義武

日医 二二一 殿

下記内容を受講したことを証明いたします。

開催年月日時	曜日	開催場所	主催者及び会の名称	演題	講師	取得単位	取得カリキュラムコード
2017/05/20 11:00 - 12:00	土	日医会館	東京都医師会 かかりつけ医テスト 専門医あり	テスト演題2	鎌倉大船病院 鎌倉 次郎	1	8.
取得単位合計/取得カリキュラム合計						1	1

1 / 1

ログイン認証：岡山県晴れやかネット

晴れやかネット

メールアドレスまたはニックネーム

パスワード

ログイン

HPKログイン

パスワードを忘れた方はこちら

ここをクリックすると、暗証番号入力画面が出てきます。



晴れやかネット

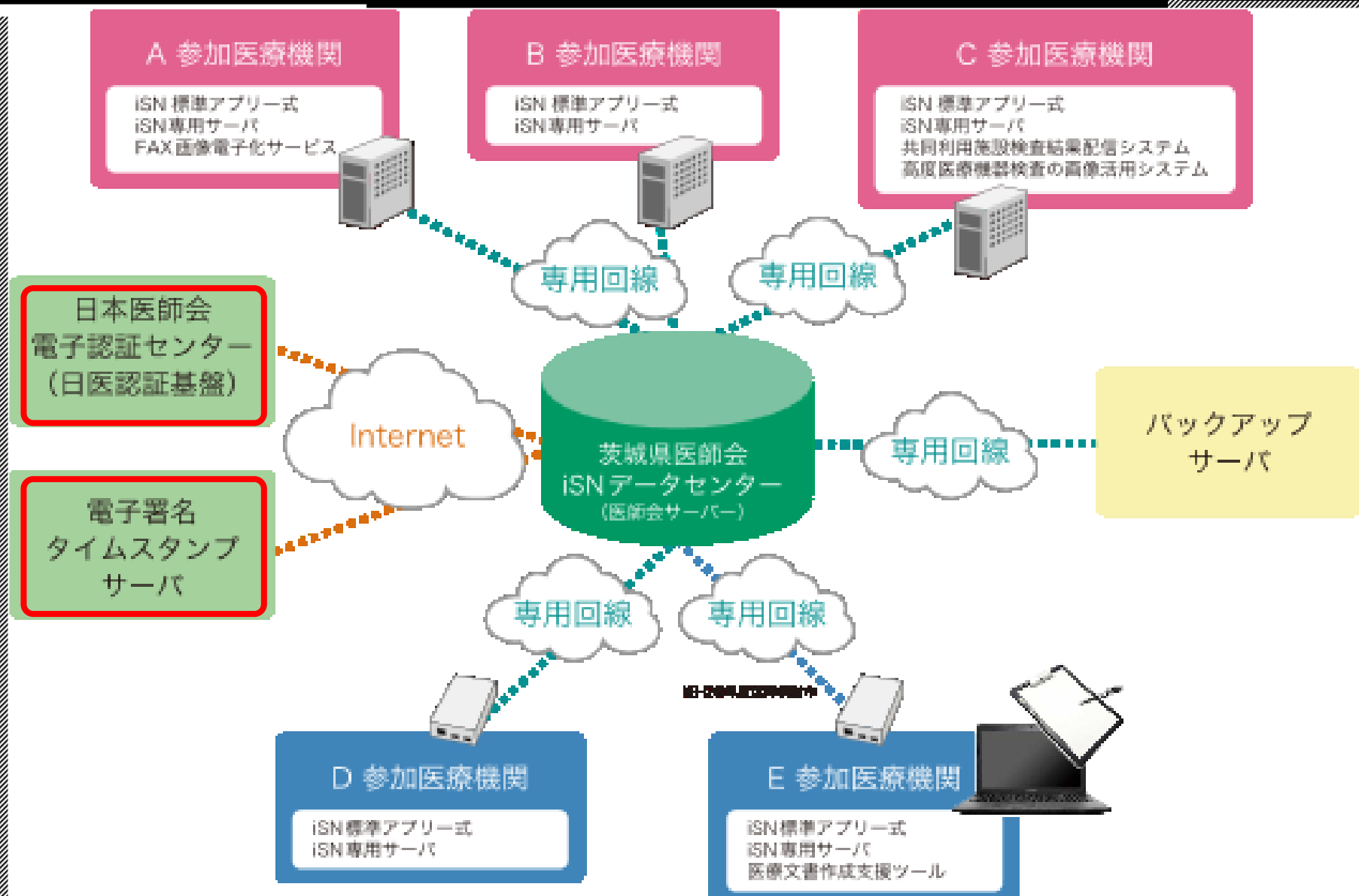
医療ネットワーク岡山協議会

PIN入力

PINを入力してください。(P)

OK(O) キャンセル(C)

ログイン認証：茨城県医師会いばらき安心ネット



HPKI電子署名：島根県まめネット

電子紹介状の電子署名で利用

すべては患者さんの安心・安全のために。

島根県内の中核病院をはじめとして、各地の病院や診療所、調剤薬局などの医療機関がつながります。

医療連携



感染症サーベイランス



画像中継・診断



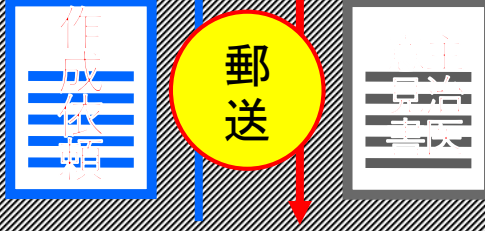
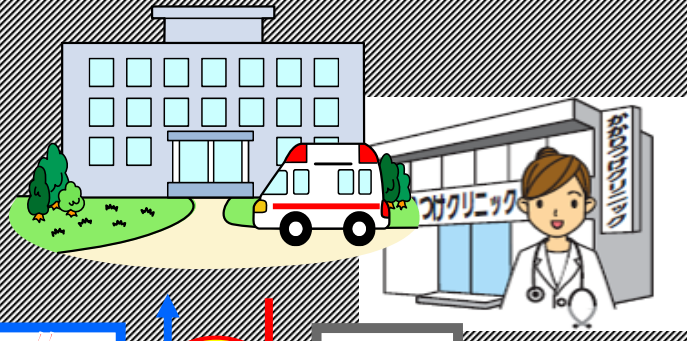
- 紹介状・予約の作成
- 診察情報の共有



このステッカーが参加医療機関の目印です。

行政での活用事例（萩市：主治医意見書の電送）

今までは郵送のみで行ってきた



郵送

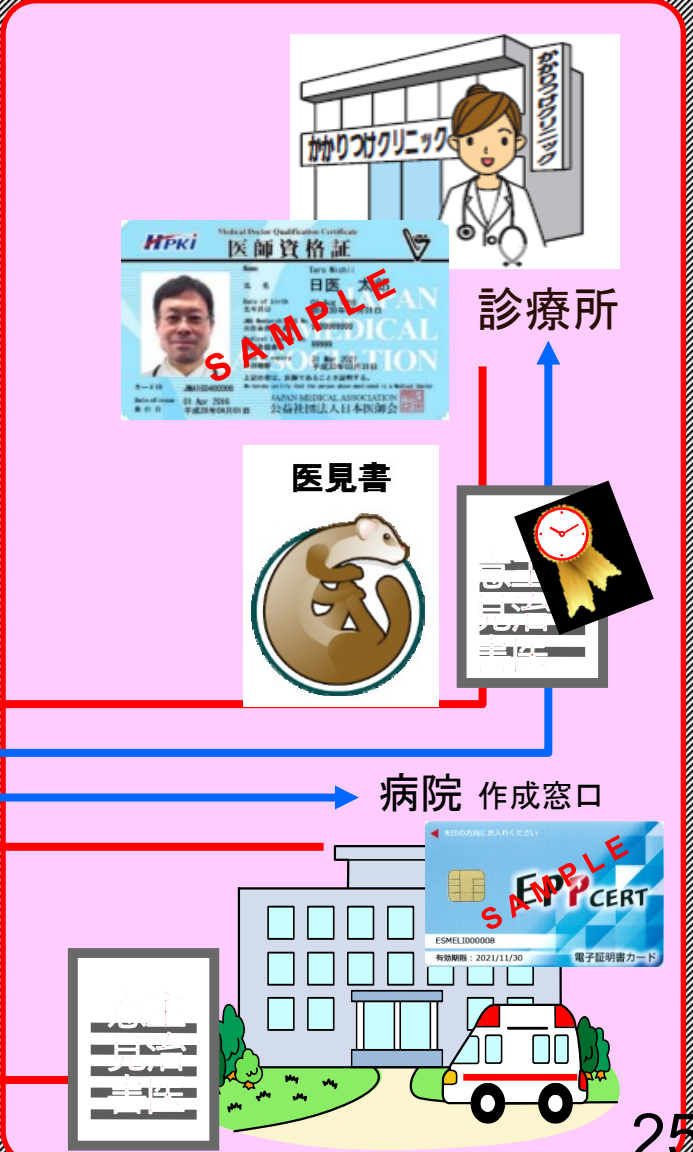


高齢者支援課



MEDPost
(メドポスト)
参加医療機関

郵送
医師資格証非所持の先生



導入の効果（萩市高齢者支援課より）

■ 事務職員の負担軽減に繋がった。

- ・ 封筒に宛名を書き、依頼書類を入れ、封をし、投函するといった手間がなくなった。
- ・ 急ぎの場合、依頼状をFAXで送信し、その原本を郵送するといった二度手間がなくなった。
- ・ 書類が依頼先へ正確・安全・迅速に届き、受け取ったことが解るので、督促しやすくなった。
- ・ 作成依頼から受け取りまでの期間が短縮されたので、**認定迄の期間が30日以内に行える事例が増えた。**
- ・ 電子主治医意見書は電子署名が付与されているため、未署名・押印による差し戻しが無くなった。
- ・ PCから出力されているので字が読める。

■ 郵送費用（切手代）が不要になった。

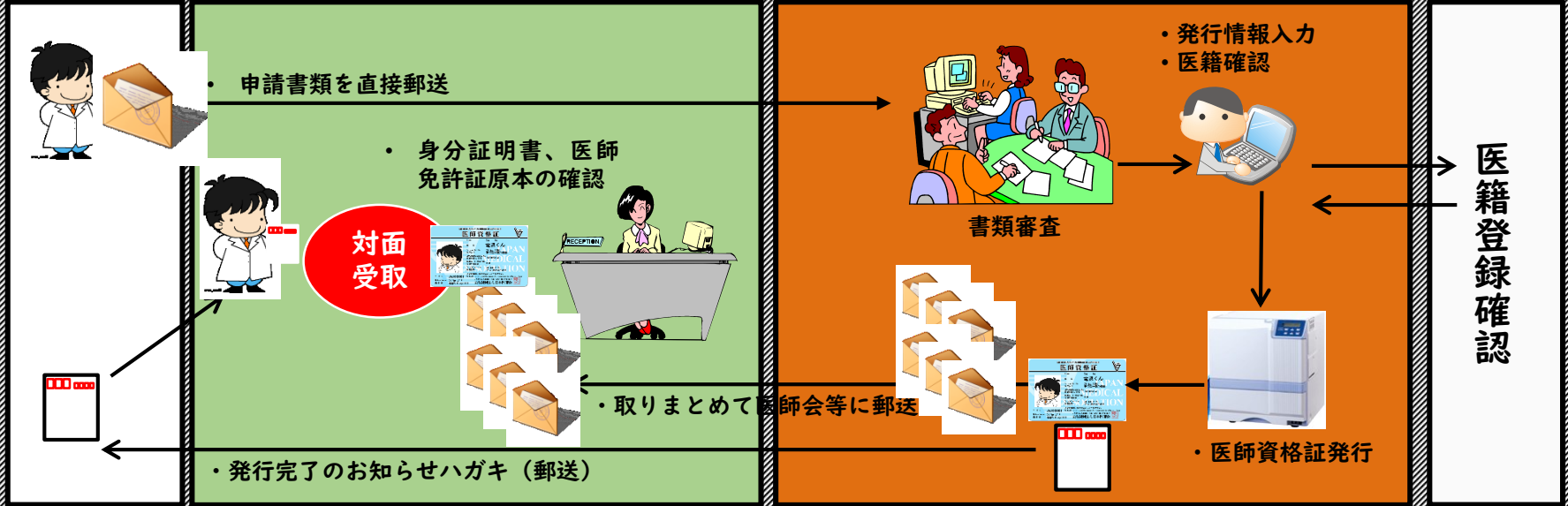
医師資格証の申請方法

申請方法について

申請者 都道府県医師会・郡市区医師会・病院

日本医師会電子認証センター

厚生労働省



【申請書類】

1. 医師資格証発行申請書 (顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー ~~≪受取時は原本提示≫~~
3. 身分証コピー (受取時は原本提示)
4. 住民票の写し原本 (コピー不可)

いずれかの書類に旧姓が記載されている方、または旧姓併記希望の方は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出してください

5. (例) 戸籍謄(抄)本
全部(個人)事項証明書

姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

身分証 (下記のいずれか1点)

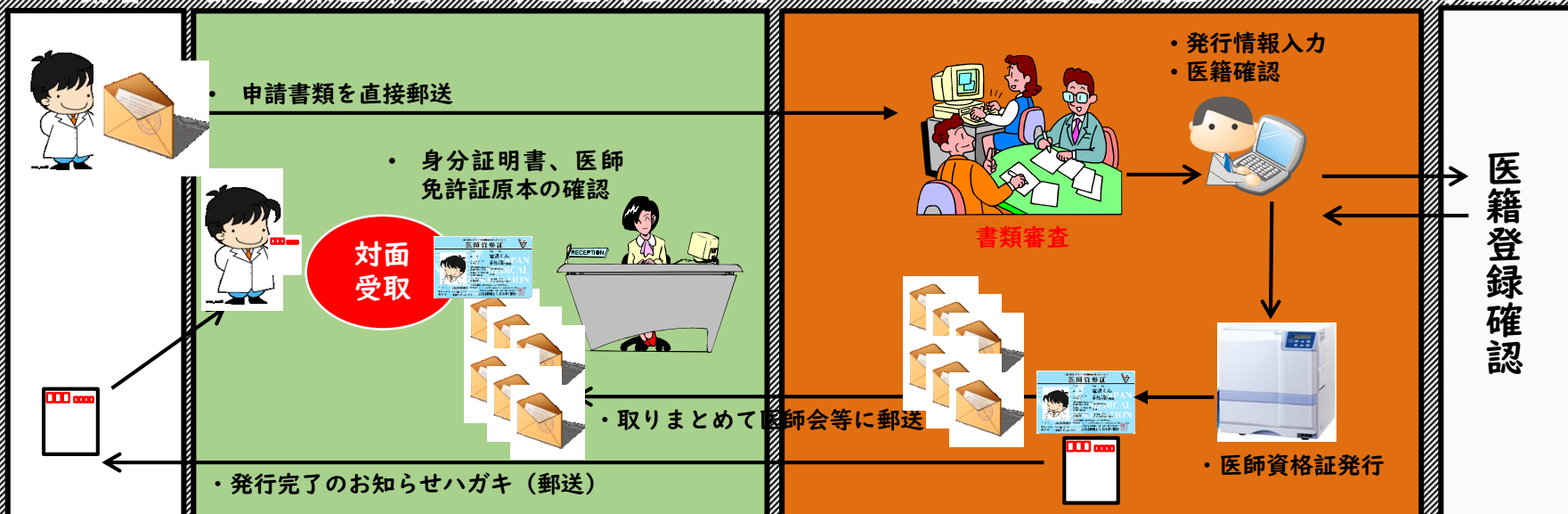
- ① 日本国旅券 (有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証 (有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き (有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード (有効期限内のもの) ※通知書ではありません ※裏面コピーは不要です
- ⑥ 官公庁職員身分証 (張替防止措置済み・写真付き)

受け取りについて

申請者 都道府県医師会、郡市区医師会、病院

日本医師会電子認証センター

厚生労働省



1. 発行完了通知ハガキ (提出：要自署)

~~2. 医師免許証原本 (提示)~~ ← 2021年1月より省略可能となった。

3. 身分証原本 (提示)

※ 受け取りは申請時に希望された「医師会」にて、必ず本人が受け取ります。代理人による受け取りはできません。

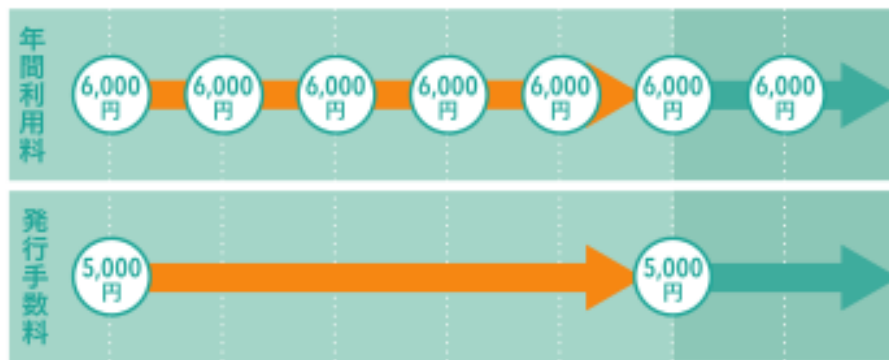
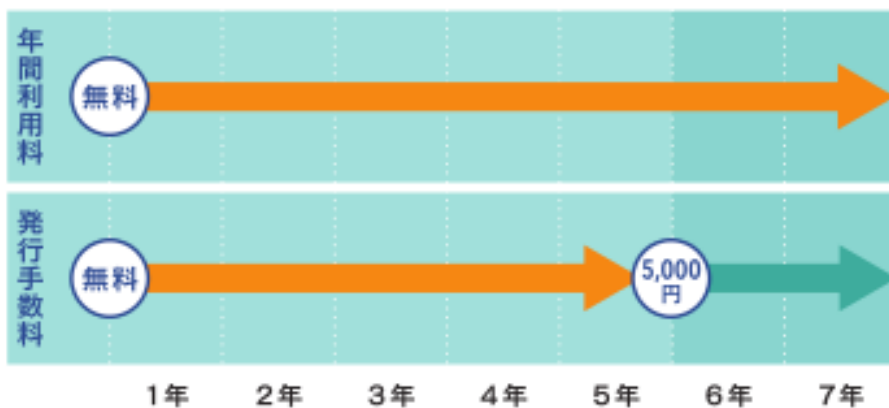
医師資格証 利用時の費用について

JMA 日医会員

- 初回発行手数料無料。
- 年間利用料無料。
- 5年経過後の医師資格証更新時には発行手数料5,000円(税別)が必要です。

日医非会員

- 初回発行手数料5,000円(税別)。
- 取得後1年目から5年目までの年間利用料6,000円(税別)
- 5年経過後の医師資格証更新時には発行手数料5,000円(税別)が必要です。(発行・更新1年目は合計11,000円(税別)となります)



関連する動向

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会 経緯①

◎検討会の趣旨

国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築することとされている。また、基本計画において、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した資格保有者等の掘り起こしについて検討することとされている。

これを受け、社会保障に係る資格保有者の利便性の向上とともに、社会保障の担い手確保等に資するよう、社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用について、有識者の参集を得て具体的検討を行う。

◎検討会において議論すること

上記の実現に向けて、本検討会では、主に以下の観点から計3回議論

- 社会保障に係る資格におけるマイナンバーとの情報連携等に関する利活用策
- マイナポータルを活用した資格情報の閲覧や人材確保策等更なる利活用策

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000714674.pdf> (2021-02-10)

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会 経緯②

◎社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用の必要性

社会保障に係る資格の諸手続に関しては、現在、紙処理のため、以下のような課題がある。

- 免許申請時、紙媒体での申請（添付書類含む）が求められる
- 免許情報の登録事項変更時、紙媒体での申請（添付書類含む）が求められる
- 資格保有者が死亡時、家族等が本人の戸籍抄（謄）本を取り寄せた上で、死亡届を提出する必要がある
- 手続の煩雑さからか、必要な手続（変更の届出や死亡届）が履行されていない場合がある
- 就職時等、資格証明を行う場合、免許証等の原本等の提出が求められる

◎マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項

- 住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携を行うことで、各種届出時に求められていた、戸籍抄（謄）本や住民票の写しの添付を省略（論点1）
- マイナンバーカードの電子証明書を活用した、各種届出のオンライン化（論点1）
- 変更の届出や死亡届の申請漏れを防ぐ（論点1）
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明、提示（論点2）
- マイナポータルを活用した就業支援情報の提供等（論点3）

◎検討の対象とする資格について

マイナンバー制度が、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることを踏まえ、対象資格については、社会保障の給付に関わるサービスの提供や給付の調整・手続に関わる資格とし、以下の31資格を対象とする。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000714674.pdf> (2021-02-10)

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

(1) マイナンバーの登録と添付書類の省略

- 登録の申請時又は登録事項の変更時にマイナンバーの提供を求める。
- マイナンバーを提供することにより、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略する。
 - ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。
 - ・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に資格者情報を照会し、必要な届出がされていない資格保有者に対しては届出勧奨を行うこととする。
 - ・将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手續自体を不要とすることも検討する。

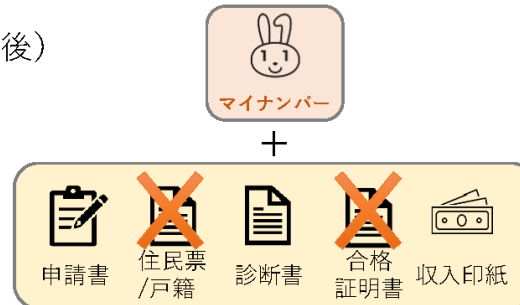
[登録の申請時（免許取得時）]

(現状)



※診断書については医療系資格等のみ

(導入後)



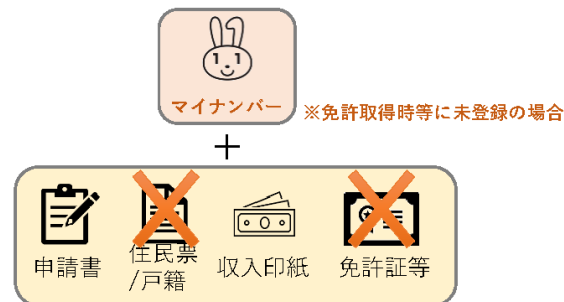
※診断書については医療系資格等のみ
※※国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載すること等で添付を省略する。

[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]

(現状)



(導入後)



社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

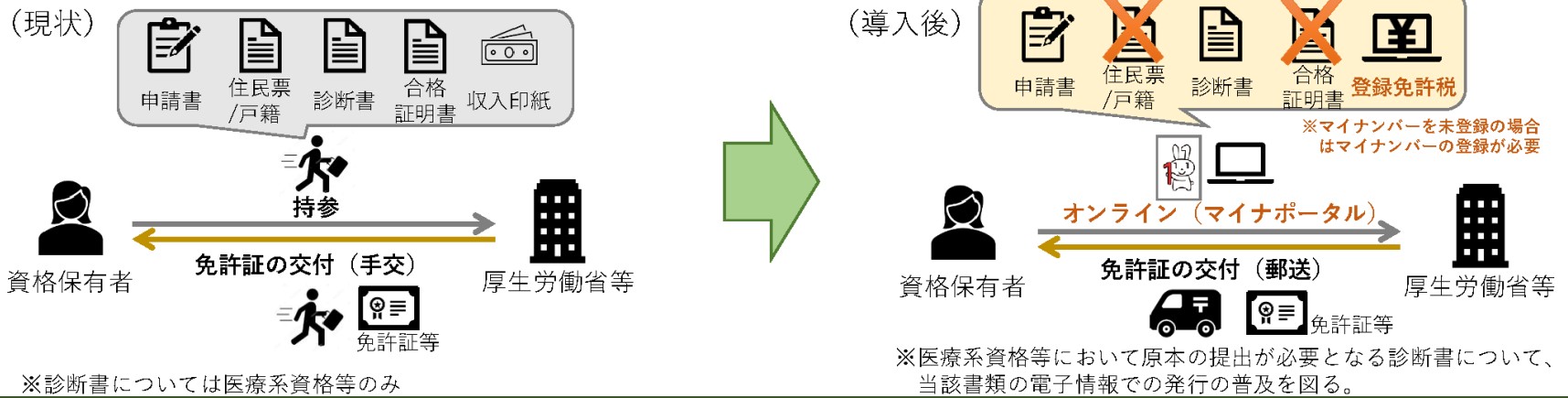
出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000714674.pdf> (2021-02-10)

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

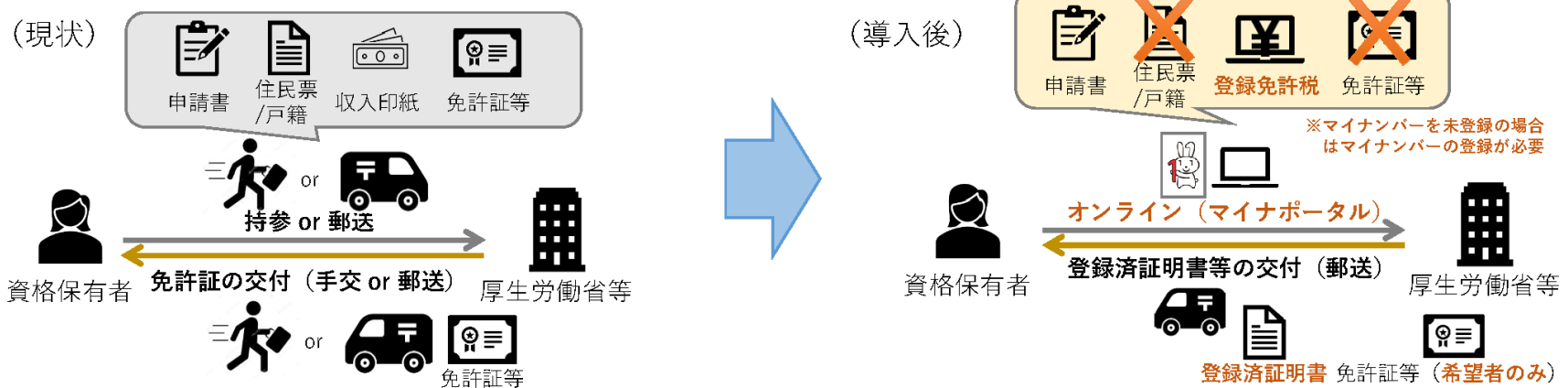
(2) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した申請のオンライン化

- 前項のマイナンバーの提供を前提として、マイナンバーカードを取得している者については、マイナンバーカードの電子証明書を活用することで、手続きを全てオンラインで完結できるようにする。
- ・登録免許税/手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。

[登録の申請時（免許取得時）]



[登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時]



※マイナンバーカードを保有していない者等は、現状と同じ手続きをとることが必要となる。

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000714674.pdf> (2021-02-10)

論点1：届出の簡素化及びオンライン化について

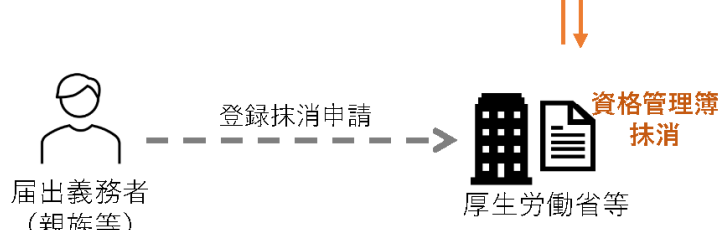
(3) 死亡時

- 現状、死亡届（登録抹消申請）数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での資格管理簿抹消を行うこととし、資格管理簿の内容の正確性の向上を目指す。また、免許証等の返還は求めないこととする。
- ・資格保有者が死亡した場合、マイナンバー登録済であれば、届出義務者による登録抹消申請を行わなくてもよい扱いとする。

(現状)



(導入後)



主な資格における死亡届出数

職種	資格保有者数 (※1)	死亡届出数/年 (※2)	想定死亡届出数/年 (※3)
医師	573,032	1,180	9,551
歯科医師	188,083	283	3,135
薬剤師	490,082	223	8,168
保健師	286,057	4	4,768
助産師	145,205	1	2,420
看護師	2,075,447	91	34,591
介護福祉士	1,694,126	27	-
社会保険労務士	42,887	143	-

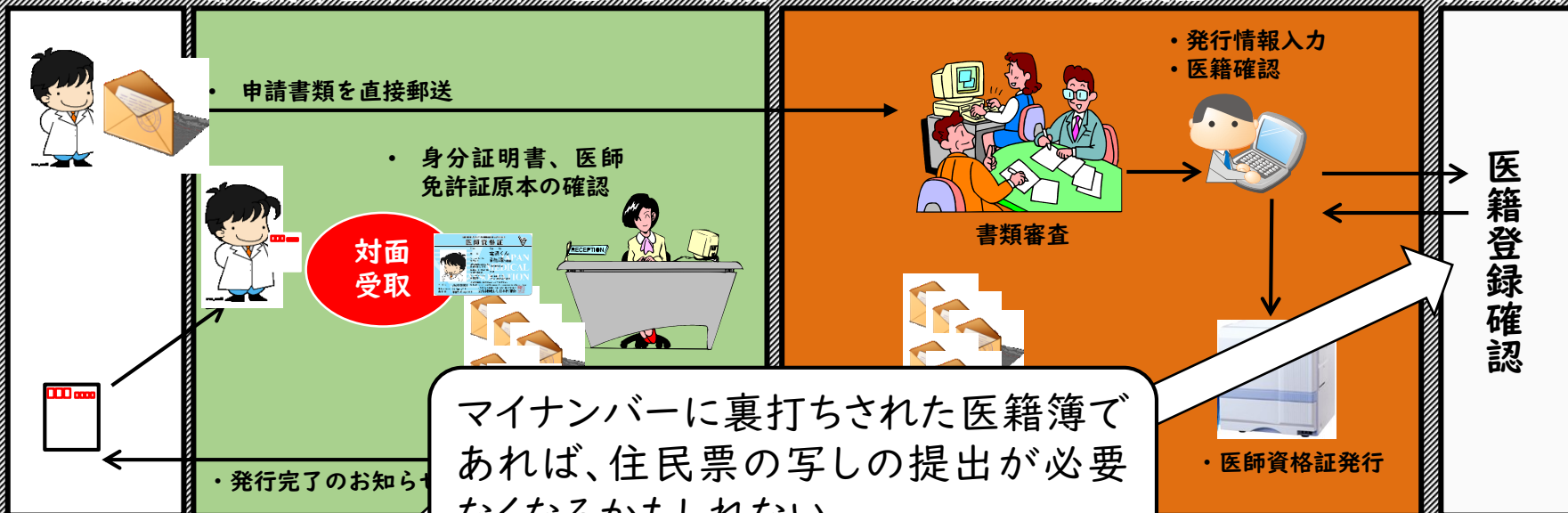
(※1) 令和元年12月時点。介護福祉士は令和2年1月時点。(※2) 平成29年度。社会保険労務士は令和元年度、介護福祉士は平成30年度。
 (※3) 「想定死亡届出数」は、平均寿命(男性81歳、女性87歳)を考慮して、創設から60年経過した資格について、資格取得者数の60分の1程度が死亡すると想定して計算した数値。

申請手続きの一層の簡素化？

申請者 都道府県医師会・郡市区医師会・病院

日本医師会電子認証センター

厚生労働省



【申請書類】

1. 医師資格証発行申請書 (顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー (~~受取時は原本提示~~)
3. 身分証コピー (~~受取時は原本提示~~)
4. 住民票の写し原本 (コピー不可)

いずれかの書類に旧姓が記載されている方、または旧姓併記希望の方は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出してください

5. (例) 戸籍謄(抄)本
全部 (個人) 事項証明書
姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

身分証 (下記のいずれか1点)

- ① 日本国旅券 (有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証 (有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き (有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード (有効期限内のもの) ※通知書ではありません ※裏面コピーは不要です
- ⑥ 官公庁職員身分証 (張替防止措置済み・写真付き)

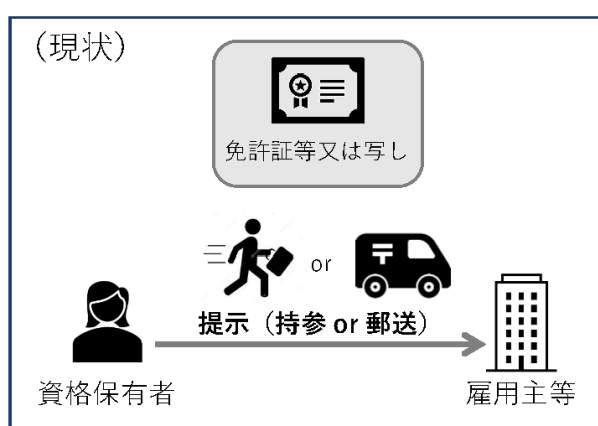
社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000714674.pdf> (2021-02-10)

論点2：マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

○資格保有者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにする（必要性の高い資格から順次導入）。

- ・資格保有者が、PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会・取得し、第三者に提供または提示する。

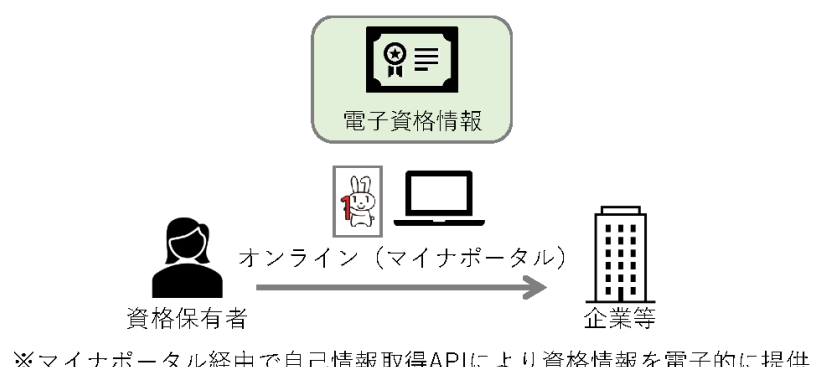


(導入後)

①資格情報の画面提示



②資格情報の電子的な提供



医師資格証とマイナンバーカードの対比

		医師資格証	マイナンバーカード
券面・発行者		 <p>(表)</p>  <p>(裏)</p>	 <p>(表)</p>  <p>(裏)</p>
		発行者：日本医師会	発行者：市区町村長
表面	主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 日医会員ID（会員の場合） 医籍登録番号 有効期限 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 性別 生年月日 有効期限
	証明事項	<p>本人であることに加えて「医師」であること</p> <p>※公的な証明力は、厚労省通知（採用時の提示）の範囲</p>	<p>本人であること</p> <p>※公的身分証明書</p>
ICチップ（裏面）	格納情報	<p>電子証明書（電子署名用・認証用）</p> <p>※フリー領域あり（現在は未使用）</p>	<p>電子証明書（電子署名用・認証用）</p> <p>顔写真データ</p>
	証明事項	<p>電子的に本人であることに加えて「医師」であることの証明。</p> <p>医師等の業務のために利用可能。</p>	<p>本人であること。</p> <p>行政手続きに利用可能。</p>
有効期限		券面および電子証明書（ICチップ格納情報）、いずれも5年	券面は10年、電子証明書（ICチップ格納情報）は5年

ご清聴ありがとうございました